

計画の概要について

1. 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子化が進行し、人口減少に歯止めがかからない状況において、核家族化に伴う地域のつながりの希薄化のほか、児童虐待やいじめ、待機児童問題、不登校件数の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は依然として深刻な状況です。

そのようななか、本市では、家庭、行政、学校園、地域、事業者などさまざまな主体が協力しながら、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会を実現するため、令和2年3月に、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組みを進めてきました。

また、ひきこもりやニート、不登校の子ども・若者の自立に向けて、平成25年5月に、子ども・若者育成支援推進法に基づく「枚方市子ども・若者育成計画」を、令和5年3月には「枚方市子ども・若者育成計画(第2期)」を策定し、子ども・若者のひきこもり等の支援に関する取り組みを進めてきました。

さらに、ひとり親家庭が安心して子育てができる環境と経済的な安定を得ることを目指して、平成18年3月に「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を、令和3年3月には「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立支援施策を推進してきました。

一方、国においては、令和5年4月に、「こども施策」を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されるとともに、「こどもまんなか社会」の実現を目的としてこども家庭庁が発足しました。

令和5年12月には、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」が、幅広い「こども施策」を総合的に推進するため、基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。市町村は、「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を策定することが、「こども基本法」10条において努力義務とされ、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされました。

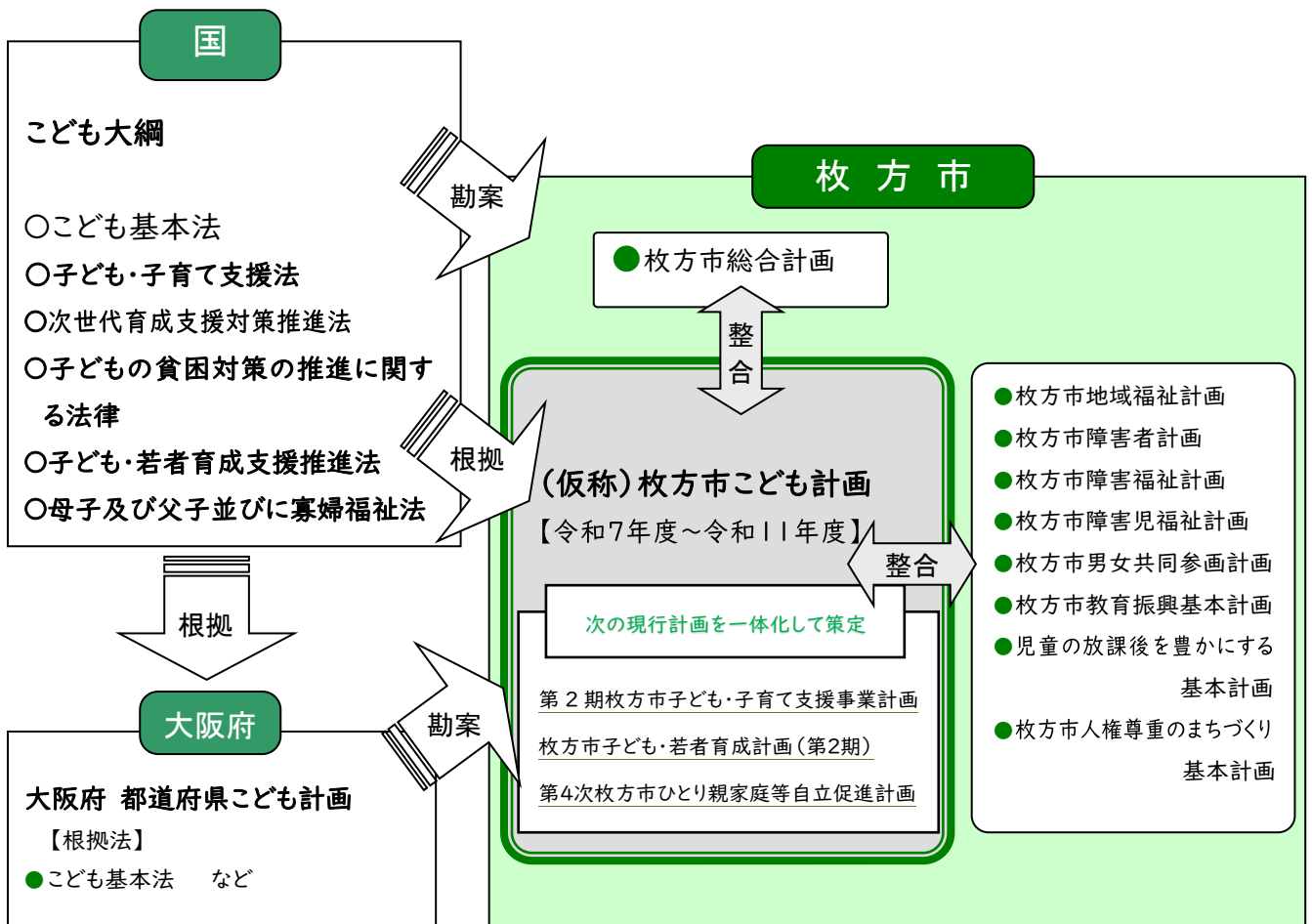
このような背景を踏まえ、子ども・子育てに関する施策のさらなる充実を図るため、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」および「枚方市子ども・若者育成計画(第2期)」、「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を一体化した「(仮称)枚方市こども計画(令和7年度～令和11年度)」を策定し、子どもが笑顔で健やかに成長できるまちづくりを進めるものです。

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法における自立促進計画として、これらを一体化した「こども基本法」に基づく市町村こども計画として策定します。

また、大阪府が策定する「都道府県こども計画」との整合を図るとともに、「枚方市総合計画」や「枚方市地域福祉計画」のほか、他の関連計画とも整合を図りながら、子ども・子育て支援策を定めます。

■図表：各種計画等の関連図



計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、本計画の進捗状況を毎年度評価し、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の対象

本計画は、「こども」、若者及び子育て当事者を対象とします。

「こども」とは、「こども基本法」に定義されている心身の発達の過程にある者をいい、「若者」については、おおむね 39 歳までとします。

「こども施策」に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢等にかかわらず、切れ目なく行われるように取り組みます。

4. 計画の策定体制

(1) 社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会による審議

「こども計画」の策定にあたっては、枚方市社会福祉審議会条例（平成 25 年枚方市条例第 41 号）第 9 条第 3 号及び枚方市社会福祉審議会規則（平成 26 年枚方市規則第 26 号）第 2 条第 2 項第 4 号に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画に関する審議を行う機関である「枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」に諮問し、審議し、計画（案）を答申いただきます。

また、「こども施策」に関する既存の計画と一体のものとして作成することから、市町村子ども・若者計画に関して審議いただいている機関である「枚方市青少年問題協議会」及び枚方市ひとり親家庭等の支援に関して審議いただいている機関である「枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」など関連する他の審議会委員からもご意見を聴取してまいります。

本市庁内の検討体制としては、「枚方市子ども・子育て支援事業計画推進委員会」を設置しており、庁内での議論も重ねながら、子ども・子育て専門分科会に対し、計画策定に必要な調査結果等を提示するとともに、計画の策定作業を進めます。

(2) 各種調査の実施

計画の策定にあたり、各種調査を実施し、審議に活用します。

① 子どもの生活に関する実態調査

子どもが抱える課題に対する取り組みの充実や改善につなげていくため、大阪府との共同実施により、子どもの生活実態や学習環境などを把握する「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

【調査対象】

- 小学5年生とその保護者
- 中学2年生とその保護者

【回収結果】

区分	調査件数	有効回答数		有効回答率	調査期間
小学生 中学生	(枚方市) 3,758 件	合計 1,432 件	小学生 815 件 中学生 606 件 学年不明 11 件	38.1%	令和5年7月12日 ～7月31日 (学校からの配布 ・郵送又はオンライン による回収)
保護者	(枚方市) 3,758 件	合計 1,527 件	小学生の保護者 800 件 中学生の保護者 593 件 学年不明 134 件	40.6%	令和5年7月12日 ～7月31日 (学校からの配布 ・郵送又はオンライン による回収)

②ニーズ調査

子ども・子育て施策の必要量や施策に対する意向を把握するため、就学前児童・小学生の保護者を対象にした「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

【調査対象】

- 就学前児童(0歳～5歳)の保護者
- 小学生(1年生～6年生)の保護者

【回収結果】

区分	調査件数	有効回答数	有効回答率	調査期間
就学前児童	3,000 件	調査中		令和6年2月19日～3月11日 (郵送による配布 ・郵送又はオンラインによる回収)
小学生	3,000 件	調査中		令和6年2月19日～3月11日 (郵送による配布 ・郵送又はオンラインによる回収)

(3)子ども・若者等からの意見聴取の実施

「子ども基本法」において、「子ども施策」の策定等にあたり「子ども」等の意見の反映に係る措置を講ずることが義務付けられています。

「子ども」・若者、子育て当事者、その他の関係者の意見を聴き、政策に反映するため、「子ども」・若者等からの意見聴取を実施します。

●実施時期・実施方法 検討中

(4)市民意見聴取の実施

子ども・子育て専門分科会での審議過程において、計画素案に対し市民の方々からご意見を伺うため、公共施設に設置する意見箱や市ホームページを活用したインターネットなどによる意見聴取のほか、市民意見聴取会を実施します。

●実施時期・実施方法 未定